

亀山市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 2 7 号

亀山市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市税条例施行規則（平成 1 7 年亀山市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 1 項の表中「又は生業（以下「通学等」という。）」を「、生業又はその他社会参加活動」に、「の通学等」を「の通学、通所、通院又は生業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 1 0 条の 2 の規定は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。